

中小企業者等又は中小連結法人が特定機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

旧別表六(十二) 平二十一年・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

平成21年4月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度については、平成21年6月改正後の法人税法施行規則別表六(十二)(別表六(十二))を御使用ください。

供用廃止設備の明細	種	1			
	特定機械等の名称	2			
	借年 月 日	3	平・	平・	平・
	リース契約期間の月数	4		月	月
	指定事業の用に供した年月日	5	平・	平・	平・
	指定事業の用に供しなくなった年月日	6	平・	平・	平・
	指定事業の用に供した月数(6)-(5)	7		月	月
	リース費用の総額	8		円	円
	基準リース料 $(8) \times \frac{60}{100}$	9			
	税額控除限度額相当額 $(9) \times \frac{7}{100}$	10			
供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算	供用年度のリース特別控除額(別表六(十三)「5」の供用年度分)	11			
	(11)に別戻を定める場合 のリース特別控除の特 取用特が 供用廃止設備のリース特別 控除額の計算 に算入する	(35)の計	12		
		①又は(①+②)	13		(16)の①
		(12)+(13)	14		(16)の①+②
	供用廃止設備のリース特別控除額相当額(11)-(14)(マイナスの場合は0)	15			
	供用年度のリース税額控除実施額(10と15のうち少ない金額)	16	①		②
	供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額 (別表六(十三)「6」の合計額+(旧別表六(十一)「17」又は旧別表六(二)(八)「14」)	17			
	供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額(別表六(十三)「8」の供用年度分)	18			
	(17)のうち供用年度前の繰越税額控除限度超過額の控除実施額	19			
	供用年度後のリース税額控除実施額の繰越税額控除限度超過額の計算	(36)の計	20		
③又は(③+④)		21		(26)の③	
(20)+(21)		22		(26)の③+④	
(17)のうち連結納税の承認を取り消された日前5年以内に開始した各連結事業年度における繰越税額控除限度超過額の控除実施額	23				
供用廃止設備の繰越税額控除限度超過額控除実施相当額(17)-(18)-(19)-(22)-(23)(マイナスの場合は0)	24				
(10)-(16)	25				
供用年度後のリース税額控除実施額(24と25のうち少ない金額)	26	③		④	
供用廃止設備のリース税額控除実施額(16)+(26)	27				
リース特別控除取戻税額(10)と(27)のうち少ない金額	28				
リース特別控除取戻税額 $(28) \times \frac{(4)-(7)}{(4)}$	29				
リース特別控除取戻税額の合計額	30			(29)の計	
供用廃止設備の供用年度に指定事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細					
特定機械等の名称	31				計
指定事業の用に供した年月日	32	平・	平・	平・	
指定事業の用に供しなくなった年月日	33	平・	平・	平・	
リース費用の総額	34		円	円	円
供用年度のリース税額控除実施額	35				
供用年度後のリース税額控除実施額	36				
リース税額控除実施額(35)+(36)	37				

旧別表六（十二）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する中小企業者等が平成19年改正前の措置法（以下「平成19年旧措置法」といいます。）第42条の6第6項（中小企業者等が特定機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額）若しくは平成18年改正前の措置法（以下「平成18年旧措置法」といいます。）第42条の6第6項（中小企業者等が特定機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額）の規定等の適用を受ける場合又は中小連結法人が平成19年旧措置法第68条の11第6項（中小連結法人が特定機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額）若しくは平成18年旧措置法第68条の11第6項（中小連結法人が特定機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額）の規定等の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、供用廃止設備の供用年度の異なるごとに用紙を改めて記載します。

また、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載します。

2 「種類1」及び「特定機械等の名称2」には、特定機械等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類及び設備の名称を記載します。

3 「リース契約期間の月数4」及び「指定事業の用に供した月数7」は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。

4 「供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算11～27」の各欄は、次により記載します。

(1) 「供用年度のリース税額控除実施額の計算11～16」の各欄は、供用廃止設備の供用年度において平成19年旧措置法第42条の6第3項又は第68条の11第3項（リース税額控除）の規定等により、その供用年度の法人税額又は調整前連結税額から控除された金額のうち、供用廃止設備に係るリース特別控除額相当額を計算します。

イ 「供用年度のリース特別控除額11」には、別表六(十三)の「リースに係るもの5」の供用年度分を記載します。

ロ 「(11)のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた特定機械等がある場合12～14」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度において指定事業の用に供した他の供用廃止設備につき、当期前に既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備及び当期の供用廃止設備が2つ以上ある場合に、それぞれ記載します。

(2) 「供用年度後のリース税額控除実施額の計算17～26」の各欄は、供用廃止設備の供用年度終了の日の翌日以後1年以内に終了した事業年度又は連結事業年度において平成19年旧措置法第42条の6第4項又は第68条の11第4項（繰越控除）の規定等により、当該事業年度の法人税額又は当該連結事業年度の調整前連結税額から控除された金額のうち、供用廃止設備に係る繰越税額控除

限度超過額控除実施相当額を計算します。

イ 「供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額17」には、別表六(十三)の「前期繰越分に係るもの6」の金額のうち、供用廃止設備の供用年度終了の日の翌日以後1年以内に終了した事業年度又は連結事業年度に係る金額と当期における別表六(十一)の「前期繰越分」の「同上のうち当期控除額17」の金額（当期が連結事業年度の場合は、旧別表六の二(八)の「当期分の特別控除額14」の金額）とを合計した金額を記載します。

ロ 「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額18」には、平成19年改正前の措置法令（以下「平成19年旧措置法令」といいます。）第27条の6第13項第2号イ(1)若しくは平成18年改正前の措置法令（以下「平成18年旧措置法令」といいます。）第27条の6第12項第2号イ(1)等又は平成19年旧措置法令第39条の41第12項第2号イ(1)等に規定する供用廃止設備の供用年度における繰越税額控除限度超過額のうち「取得に係るもの」の控除額を記載します。

ハ 「(17)のうち供用年度前の繰越税額控除限度超過額の控除実施額19」には、平成19年旧措置法令第27条の6第13項第2号イ(2)若しくは平成18年旧措置法令第27条の6第12項第2号イ(2)等又は平成19年旧措置法令第39条の41第12項第2号イ(2)等に規定する供用廃止設備の供用年度開始の前1年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度における繰越税額控除限度超過額のうち、供用廃止設備の供用年度後において控除した金額を記載します。

ニ 「供用年度のリース特別控除の対象設備のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた特定機械等がある場合20～22」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度において指定事業の用に供した他の供用廃止設備につき当期前に既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の供用年度後のリース税額控除実施額及び当期の供用廃止設備が2つ以上ある場合に、それぞれ記載します。

5 「リース特別控除取戻税額の合計額30」の金額は、別表一(一)の「5」、別表一(二)の「5」又は別表一(三)の「5」（連結事業年度については、別表一(二)(一)の「5」、別表一(二)(二)の「5」又は別表一(二)(三)の「5」）にそれぞれ移記してください。

6 「供用廃止設備の供用年度に指定事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度と同一年度において供用した他の供用廃止設備で当期前において既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備の明細を記載します。この場合、「供用年度のリース税額控除実施額35」の「計」は「12」に、「供用年度後のリース税額控除実施額36」の「計」は「20」にそれぞれ移記します。